

苫小牧市第2期障害福祉計画

平成21年3月

苫小牧市

目 次

第1章 第2期障害福祉計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨と法的根拠	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の位置づけ	3
第2節 計画策定の背景	4
1. 障害者を取り巻く状況	4
2. 新サービスの体系	5
第3節 サービスの利用状況	8
1. 訪問系サービス	8
2. 日中活動系サービス	9
3. 居住系サービス	10
4. 地域生活支援事業	11
第2章 計画の基本的な考え方	12
第1節 基本理念	12
第2節 基本方針	13
第3節 平成23年度の数値目標	14
第3章 障害福祉サービス必要量の見込み	16
第1節 障害福祉サービス体系	16
第2節 訪問系サービス	18
第3節 日中活動系サービス	19
第4節 居住系サービス	22
第5節 地域生活支援事業	23
第4章 計画の推進	28
アンケート調査について	29

「障害」の表記方法について

障害の「害」の字に抵抗感や不快感を持つ人に対する配慮から、「障害」を「障がい」と表記する自治体が増えており、北海道においても平成18年2月から保健福祉部の範囲で、ひらがな表記を試行的に実施しています。

本市では、障害者計画の策定にあたり、障害者アンケートを実施するとともに、計画検討懇話会や障害者関係団体の意見もお聞きしました。

懇話会では、「ひらがな表記」という意見が示されアンケート結果では、「変更の必要がない」とする回答が6割以上に上り、障害者団体からは、「表記の変更よりも施策の充実を」、「ひらがな表記自体に抵抗がある」などの意見が出されました。

これらを踏まえ、本市としては、「障害」の表記方法については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり、漢字表記とすることとしました。

なお、今後とも、国や北海道の動向に注視しながら、社会情勢や障害のある人の考え方の変化の状況などを捉えて、適切に対応していきます。

第1章 第2期障害福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨と法的根拠

本市では、平成8年度に「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」を基本理念とした「苫小牧市障害者福祉計画」を策定し、すべての市民が自らの意思や主体性のもとに自立した生活が送れるよう障害者施策を進めてきました。

平成15年に支援費制度が導入され、行政が障害福祉サービスを決定する仕組み（措置制度）から、利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する仕組みへ替わり、障害者の地域生活を支える社会的な環境整備が前進しました。

しかし、その一方で、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などの問題が顕在化するとともに、制度運営の将来にわたる持続可能性が懸念される状況が生まれてきました。

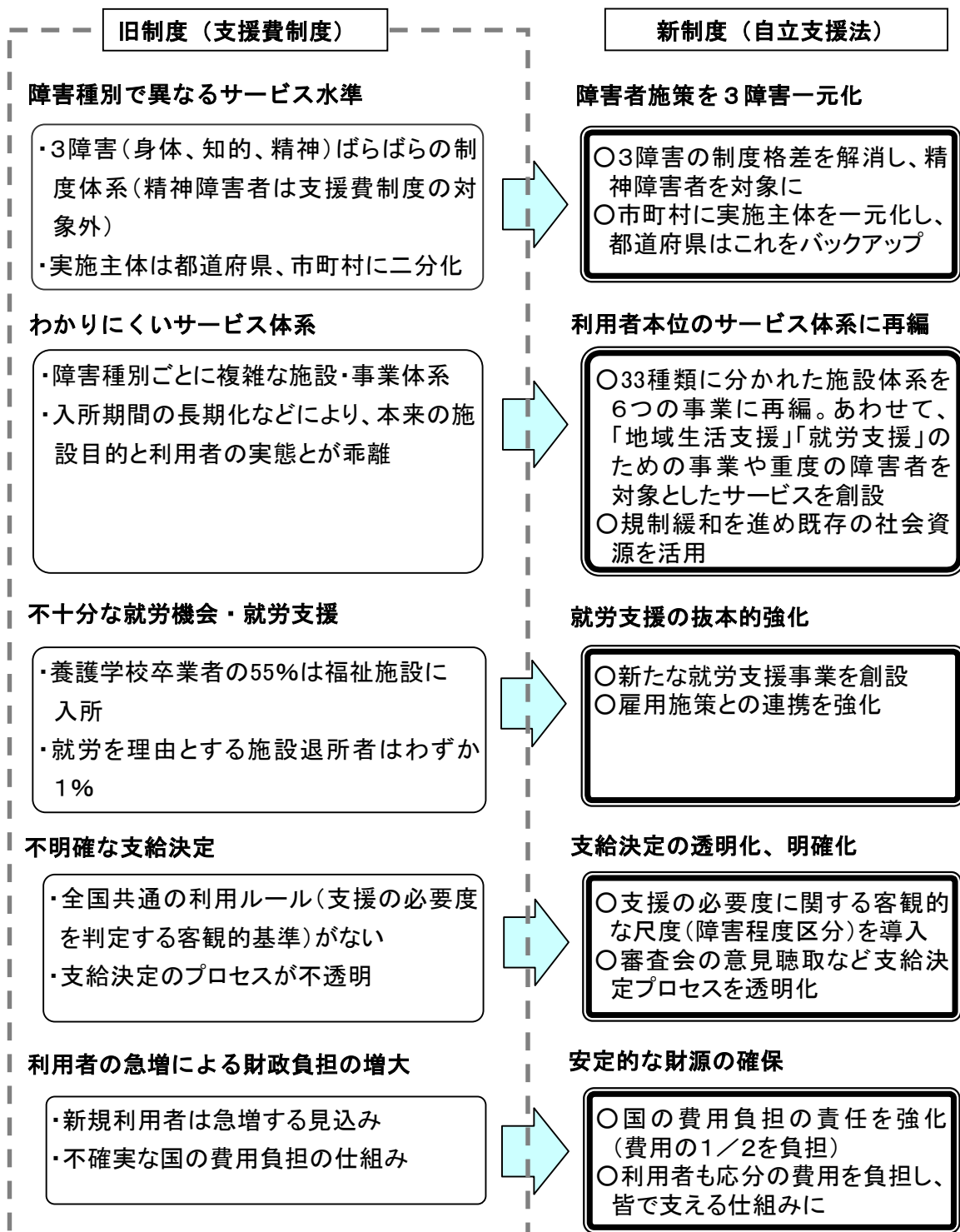
こうした状況を受けて、支援費制度をはじめとする障害福祉施策のあり方そのものの見直しを行い、障害福祉サービスの「一元化」や障害者がより「働ける社会」づくりなどを柱に据えた「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に策定が位置づけられた計画として、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障害者の就労支援の強化等に関する計画的な取組みについて明らかにするために策定するものです。

第1期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスが提供されるよう努めてきましたが、中間年にあたる平成20年度までに第1期計画を見直すこととされています。

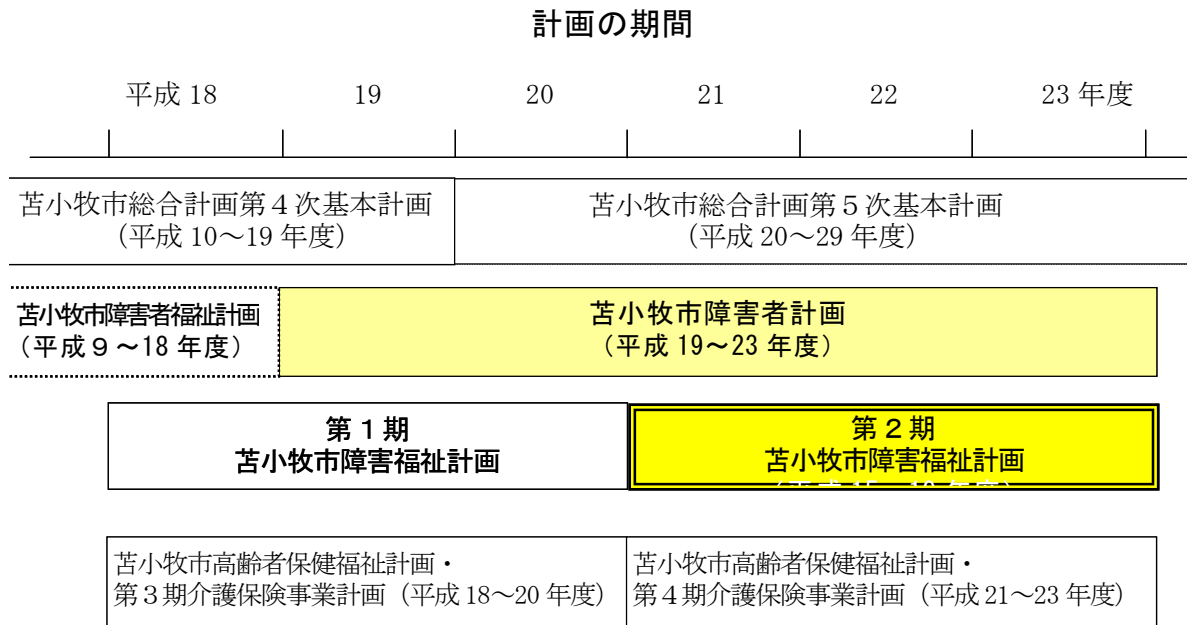
このようなことから、第1期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ等を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービス基盤整備への取組みを推進するため、上位計画である「苫小牧市障害者計画」との整合を図りながら、平成23年度を目標とした計画の見直しを行うものです。

障害者自立支援法による主なねらい



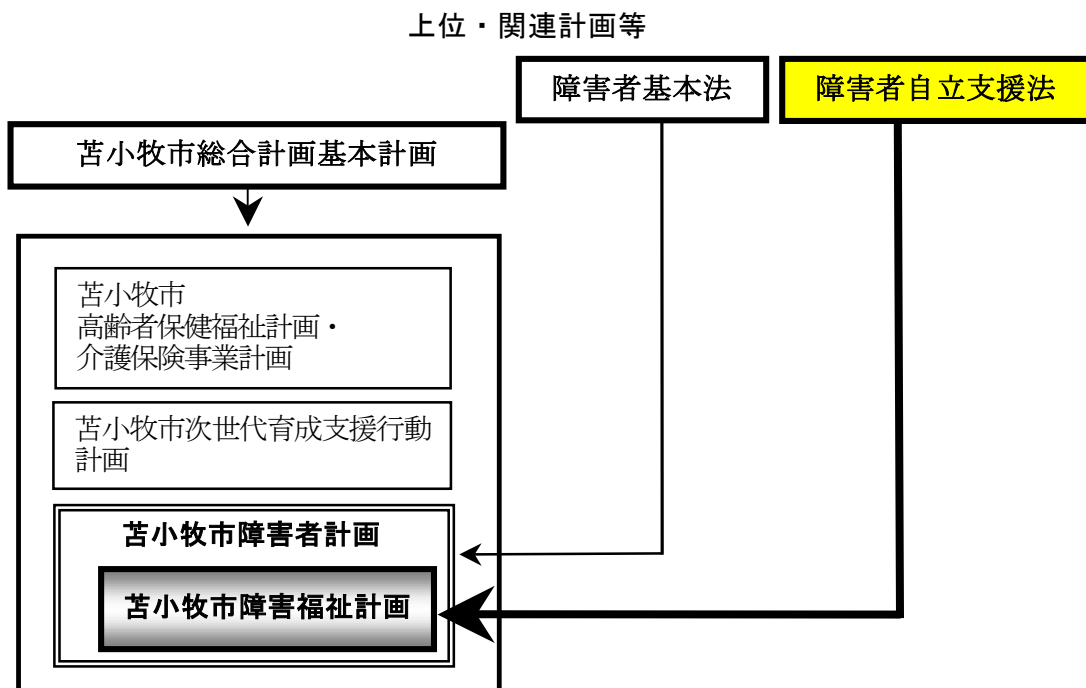
2. 計画の期間

本計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け、第1期障害福祉計画の実績を踏まえ、平成21年度から23年度までの3年間で計画期間として策定します。



3. 計画の位置づけ

本計画は、第1期計画と同様「障害者基本法」に基づき、平成18年度に併せて策定した「苦小牧市障害者計画」で定める施策・事業のうち、生活を支援するサービス、就労を支援するサービスの「実施計画」として策定します。



第2節 計画策定の背景

1. 障害者を取り巻く状況

(1) 障害者数の増加・障害の重度化

全国の障害者数は、身体障害者が約366万人（厚生労働省、平成18年「身体障害児・者実態調査」等）、知的障害者が約55万人（厚生労働省、平成17年「知的障害児・者基礎調査」等）、精神障害者が約303万人（厚生労働省、平成17年「患者調査」）と推定されています。それぞれ前回調査と比較すると、身体障害者数は約14万人（平成13年：約352万人）、知的障害者数は9万人（平成12年：約46万人）、精神障害者数は45万人（平成14年：約258万人）増加しています。

今後も、高齢化などによる障害者数の増加、障害の重度化が見込まれ、これまで以上に障害者施策の充実が求められています。

(2) 障害者の自立意識の強まり

障害者が社会的に保護される立場から、“チャレンジド”として積極的な生き方を求める傾向が一層強まり、社会の対等な構成員として人権が尊重されるとともに、自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会づくりが求められています。その一方で、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていないなど、障害者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

(3) ノーマライゼーション理念の浸透

ノーマライゼーションの理念に賛同する声が多数を占めるようになっていますが、日中、障害者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいいがたい現状です。その結果、障害者に対する差別・偏見は市民社会に根強く残っています。

ノーマライゼーションの理念実現に向け、施設入所から日中活動系サービス、グループホーム・ケアホームなどの居住系サービスへの移行を進め、障害者自立支援法がめざす、障害者の地域生活への移行を促進することが求められています。

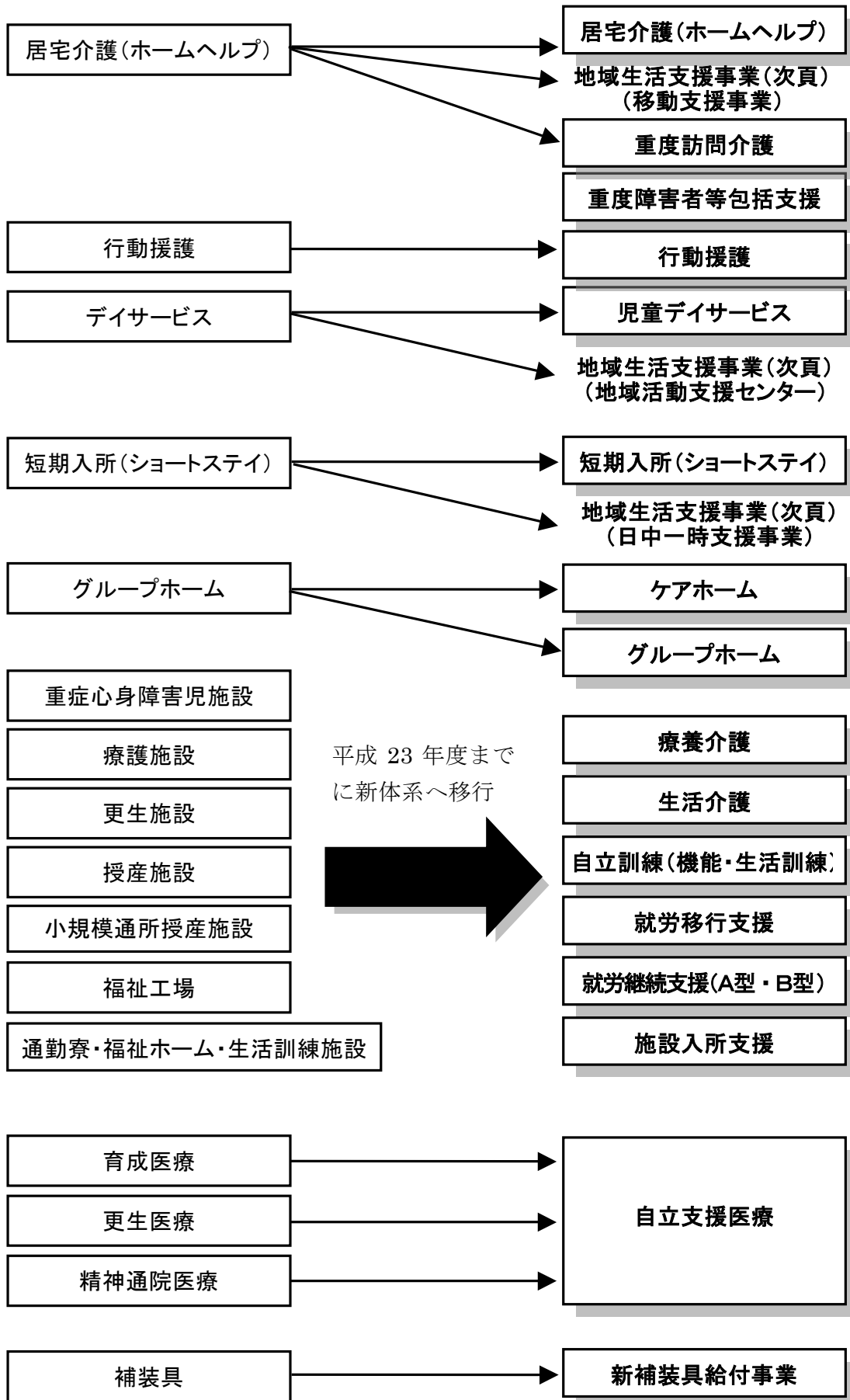
2. 新サービスの体系

障害種別で33種類に分かれていた障害福祉サービスは、障害者自立支援法により一体化されることになり、新たなサービスの区分は以下のようになりました。

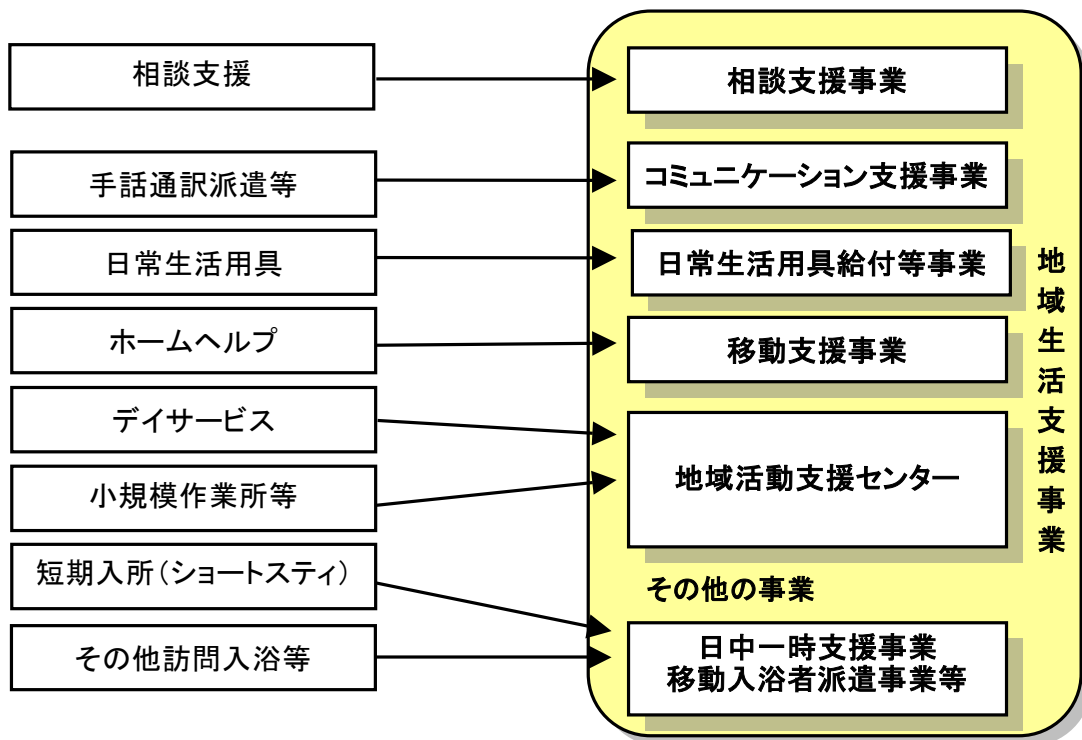
サービスの区分

区分	障害福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護 (ホームヘルプ) ● 重度訪問介護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援 	/	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援 ● 日常生活用具の給付等 ● コミュニケーション支援 ● 移動支援 ● 地域活動支援センター ● その他必要な事業
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護 ● 療養介護 ● 児童デイサービス ● 短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練 (機能訓練) ● 自立訓練 (生活訓練) ● 就労移行支援 ● 就労継続支援 A型 ● 就労継続支援 B型 	
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活介護 (ケアホーム) ● 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活援助 (グループホーム) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療 ● 補装具 		

サービスの再編図



サービスの再編図（つづき）



障害程度区分と利用できる介護給付サービス

※網掛け部分が対象者

サービス名		障害程度区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)							
	行動援護〈注1〉							
	重度訪問介護〈注2〉							
	重度障害者等包括支援〈注3〉							
日中系	短期入所(ショートステイ)							
	生活介護			■				
	療養介護						▲	●
居住系	施設入所支援				■			
	共同生活介護(ケアホーム)							

- <注1>：障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が10点以上の人
- <注2>：二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目の「歩行・移乗・排尿・排便がいずれもできる」以外の人
- <注3>：重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要な人、最重度知的障害がある人、または障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が15点以上の人
- <■>：50歳以上の人は利用可
- <▲>：筋ジストロフィー患者または重症心身障害の人
- <●>：気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人

第3節 サービスの利用状況

1. 訪問系サービス

(1) 利用状況（月平均）

単位：時間

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)	23年度
居宅介護(ホームヘルプ)	1,313	1,468	1,660	1,223	1,500	1,759	2,225
重度訪問介護	204	219	235	310	206	272	288
行動援護	0	60	75	0	0	0	117
重度障害者等包括支援	0	136	146	0	0	0	192

※ 計画量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

(2) サービス利用状況と課題

訪問系サービスについては、時間数・利用者数が増加傾向で推移しているものの、施設から地域生活への移行が進んでいくことや、在宅でサービスの利用に至っていない方もいることから、今後、ヘルパー不足によるサービス利用の手控えなどが生じないように、需要に対応できるサービス提供体制の確保が求められます。また、行動援護、重度障害者等包括支援は、これまで利用実績はありませんが、今後の利用者ニーズを見極めながら、サービス提供の基盤整備など適切な対応が求められます。

2. 日中活動系サービス

(1) 利用状況（月平均値）

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量 23年度	単位
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)		
生活介護	440	1,848	3,256	269	335	584	7,436	人日
	20	84	148	21	25	38	338	人
自立訓練(機能訓練)	0	44	88	0	11	40	242	人日
	0	2	4	0	1	2	11	人
自立訓練(生活訓練)	0	220	440	0	52	144	1,056	人日
	0	10	20	0	3	9	48	人
就労移行支援	0	352	704	83	649	796	1,892	人日
	0	16	32	4	37	51	86	人
就労継続支援(A型)	0	176	352	0	21	53	902	人日
	0	8	16	0	1	4	41	人
就労継続支援(B型)	1,540	2,992	3,916	1,180	2,005	2,193	6,490	人日
	70	136	178	64	123	193	295	人
療養介護	0	1	1	0	0	0	1	人
児童デイサービス	608	651	697	771	702	672	854	人日
				224	221	221		人
短期入所 (ショートステイ)	145	155	166	107	152	137	203	人日
				12	18	15		人

※計画量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

(2) サービス利用状況と課題

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになりましたが、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労継続支援A型などのサービスは、提供事業者が限られているために利用が進んでいません。今後、事業者の新体系サービスへの移行により利用者の増加が見込まれ、利用者ニーズに対応するサービスの確保・充実が必要と考えます。

3. 居住系サービス

(1) 利用状況（月平均値）

単位：人

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	80	97	114	72	75	84	171
共同生活介護 (ケアホーム)							
施設入所支援	7	64	122	8	14	30	294

※ 計画量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

(2) サービス利用状況と課題

居住系サービスについては、地域生活への移行を円滑に進めるため、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の計画的な整備が必要となりますが、今後の事業者の新体系サービスへの移行状況を見極めながら、基盤強化を図ることが求められます。

4. 地域生活支援事業

(1) 利用状況（月平均値）

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量	単位
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)	23年度	
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
ア 相談支援事業	2	2	2	3	3	3	3	箇所
イ 地域自立支援協議会	1	1	1	0	0	1	1	箇所
② 市町村相談支援機能強化事業	0	0	1	0	0	1	1	箇所
③ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	0	0	1	0	0	1	1	箇所
④ 成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1	1	箇所
(2) コミュニケーション支援事業	26	28	30	25	27	24	36	人
(3) 日常生活用具給付等事業（※）								
① 介護・訓練支援用具	15	30	30	5	7	10	40	件
② 自立生活支援用具	21	42	42	17	54	54	55	件
③ 在宅療養等支援用具	9	18	18	9	22	22	25	件
④ 情報・意思疎通支援用具	32	64	64	19	35	40	83	件
⑤ 排泄管理支援用具	1,050	2,663	2,663	1,095	2,762	2,800	3,400	件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	6	6	3	6	6	9	件
(4) 移動支援事業（※）	13	13	13	10	13	12	13	箇所
	65	65	65	43	48	47	85	人
	1,549	3,098	3,098	1,650	4,010	3,854	4,680	時間
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	6	5	5	6	5	4	5	箇所
	114	98	98	108	102	88	98	人
② 機能強化事業	4	3	3	4	3	2	3	箇所
(6) その他の事業								
日中一時支援事業	13	13	13	11	16	18	18	人
移動入浴車派遣事業	61	62	63	31	53	44	65	回
更生訓練費給付事業	14	15	16	13	10	11	19	人
自動車運転免許取得費・ 改造費補助（※）	10	10	10	3	4	6	15	件

※日常生活用具給付等事業、移動支援事業、自動車運転免許取得費・改造費補助は、1年間の件数・時間です。

(2) サービス利用状況と課題

相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センターについては、概ね計画どおりに推移していますが、相談支援機能強化事業の推進、指定相談支援事業者との連携などを進めるほか、多様なニーズに応える事業の展開を図ることが求められます。

第2章 計画の基本的な考え方

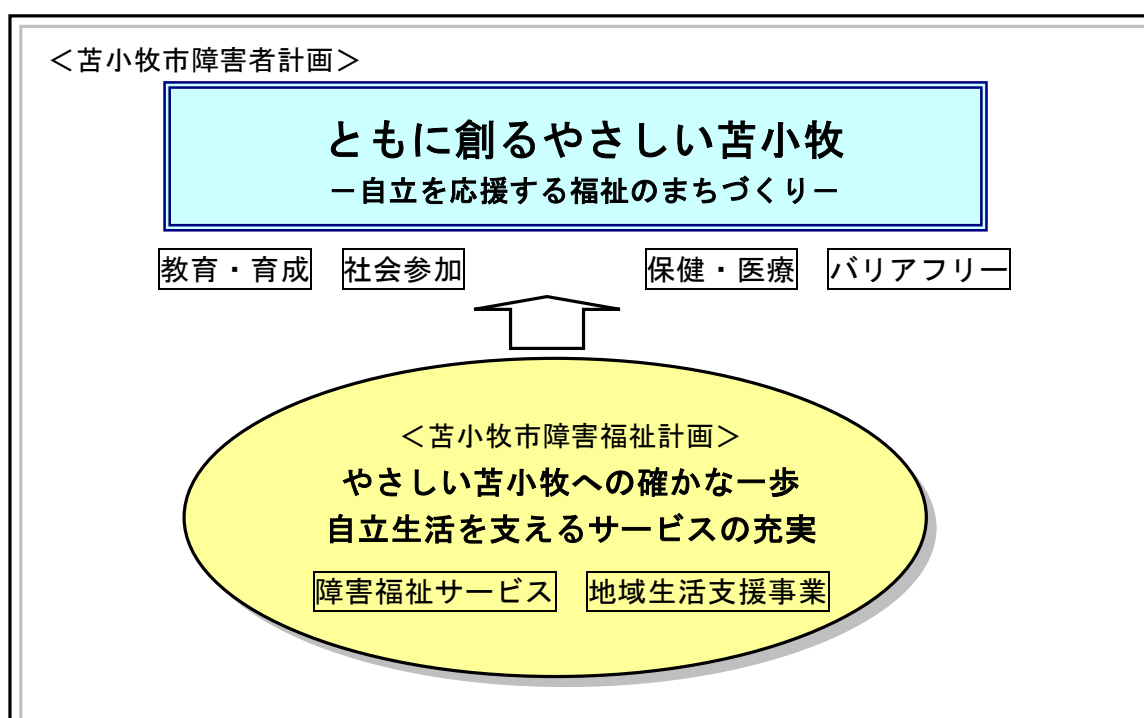
第1節 基本理念

やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実

本市では平成19年度から、「ともに創るやさしい苦小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を基本理念として掲げた「苦小牧市障害者計画」に基づいて、人も街もやさしいまち、障害があっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取り組みを、市民一人ひとり・地域団体・事業者などの参画により進めています。

地域での自立した生活に必要なとされる良質で多様なサービスを提供することは、人も街もやさしいまち、障害があっても安心して自立した暮らしができる“やさしい苦小牧”実現に向けての確かな一歩になります。

本計画の基本理念を「やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実」とし、市民・事業者等と連携しながら、計画的に良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。



第2節 基本方針

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害者が自ら選んだ場所で必要な福祉サービスを受けながら自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

(2) 3障害の制度の一元化への対応

これまで、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化に伴い、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実を図ります。

(3) サービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えます。事業者の新体系への移行の促進や、NPO等の活動の支援などによる良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

